## 一般社団法人三重県建築士会 役員選考規程

平成29年12月15日

- 第1条 一般社団法人三重県建築士会定款に基づき、総会において理事、監事を選任するために理事候補、監事候補を予め選考し総会に推薦すること、また、総会時の理事会で会長、副会長、専務理事及び常任理事を選任するために候補者を予め選考し理事会に推薦することを目的に、この選考手順及び方法を定める。
- 第2条 理事、監事は次の基本理念により、総会において選出されるものとする。
  - (1) 本会の役員は、正会員の総意に基づき、民主的に選出されなければならない。
  - (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定めに適合するように選出されなければならない。
- 第3条 会長候補の資格要件は次の通りとする。

本会に10年以上正会員として在籍する正会員(推薦書提出時)で、かつ次の各号の一に該当すること。ただし、上記の推薦には、自薦を含むものとする。1名の支部長及び理事は、1名の会長候補しか推薦することができない。

- (1) 会長、若しくは会長が推薦する副会長経験者
- (2) 所属する支部長を含む2名以上の支部長の推薦を受けた理事経験者
- (3) 理事5名以上の推薦を受けた理事経験者
- 第4条 会長候補者は、就任の前年事業年度末(3月31日)で70歳未満とする。また、会長の任期は連続して3期6年を超えないものとする。
- 第5条 会長候補を推薦(自薦可)するものは、被推薦人の了解のもと、所定の用紙にて理事会で 定められた日時までに推薦書を事務局に届けることとする。
- 第6条 会長選考方法は次の通りとし、これにより選ばれたものを会長予定者とよぶ。
  - (1)会長候補が複数の場合

理事会において無記名投票を行い過半数の推薦を得たものを会長予定者とする。但し、過半数 が得られなかった場合は、上位 2 名による決選投票を行う。決選投票で多数を得たものを会長 予定者とする。

(2)会長候補が1名の場合

理事会において信任投票を行い、過半数が得れば会長予定者とする。過半数の得票を得られなかった場合は、改めて会長候補者を募集する。

選考における選挙管理委員は、監事及び事務局長(事務局)とする。但し、その者が会長候補の 場合はその者を除く。

- 第7条 会長予定者は、細則第9条による支部からの推薦理事(以下推薦理事という。)以外に、推薦理事の半数を超えない数の理事を指名し(以下指名理事という。)理事会の承認を得ること。 推薦理事及び指名理事は、会長予定者と共に、理事会が総会に推薦し定款第24条により選任する。
- 第8条 会長予定者は、総会時理事会及び総会以降の運営を滞りなくすすめるために準備理事会を 開催することができる。準備理事会で定めた事項は、総会時の理事会で正式に決議をすること。
- 第9条 準備理事会は、会長予定者、推薦理事及び指名理事をもって構成し、過半数の出席がなければ開催することが出来ない。
- 第10条 会長予定者は、準備理事会に定款第25条による副会長、専務理事、常任理事並びに委員 会委員長を推薦し承認を得るものとする。総会時の理事会で正式に決議すること。
- 第 11 条 会長予定者は、理事会に監事候補を推薦し承認を得るものとする。理事会で承認された 監事は、理事会が総会に推薦し定款第 24 条により選任する。
- 第 12 条 副会長、委員長等(特別委員長、部会長等)については、同一役職の任期は連続して 3 期 6 年を超えないものとする。専務理事、常任理事、監事についてはこの限りではない。
- 第13条 運営日程(標準例)
  - 1月上旬 会長候補推薦募集(選考中であることを周知するために会誌に折込)
  - 1月末頃 会長候補推薦締め切り

資格要件確認後、理事へ会長推薦候補者の通知

2月理事会 会長候補選考

会長予定者選出

- 2月20日頃 支部推薦理事の提出(理事数は1月末日会員数による)
- 3月理事会 次期理事、次期監事の承認

準備理事会 副会長、専務理事、常任理事等の選出

- 4月準備理事会 委員長、委員会委員等の承認
- 5月下旬 通常総会にて理事、監事の選出

総会時理事会にて会長、副会長、専務理事、常任理事の選出、委員長、委員会委員等の承認第14条 通常総会時運営(標準案)

議事の部 理事会から推薦された理事候補、監事候補の承認

休憩時 理事会の開催 会長、副会長、専務理事、常任理事を互選

式典の部 理事会結果の報告(会長、副会長等の発表)

懇親会 新会長の挨拶

第15条 この規程を改正又は廃止する場合は、総務委員会に諮り理事会の決議による。